



Title	文法形式としてのモダリティ
Author(s)	花藺, 悟
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/58741
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	花 蘭 悟
本籍（国籍）	
学位の種類	博士（言語文化学）
学位記番号	甲第7号
学位授与年月日	平成12年3月27日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 課程博士
研究科及び専攻	言語社会研究科言語社会専攻
学位論文題目	文法形式としてのモダリティ
論文審査委員	主査 教授 小矢野 哲 夫 副査 教授 三原 健 一 副査 助教授 田野村 忠 温 副査 教授 仁田 義 雄 副査 教授 杉本 孝 司

論文の内容要旨

第1章：モダリティの定義

本稿の議論に関わる範囲でモダリティの定義について考察し、モダリティを概念的に捉えるか文法的なものとするかについての議論を紹介した上で、形式を離れた概念として「発話時点における話し手の心的態度」とモダリティを定義した場合、文法の記述としては成立しないことを示し、本稿がモダリティを文法的形式として考えることを述べた。

第2章：モダリティの表現形式

モダリティの表現形式として、語、接辞、語尾など分節的な単位で信号されるもの、また文タイプの設定に関わって語順やイントネーションなどがとりあげられることがある。これらのうち文タイプ自体をモダリティ形式とどうかについては第3章であつかうこととし、分節的な形式である助動詞的形式、ムード、終助詞に関しては、日本語においては具体的にどのようなものとして認めていくのが適切かについて検討した。

また、イントネーションについては、文末イントネーションがモダリティの表現形式とされていることについて、音声学・音韻論でなされている議論を紹介しながら、助動詞、ムード、終助詞などと同列に論じることが適切ではないことを示した。

第3章：文タイプとムード

欧米の研究におけるモダリティの表現形式は、ムードや助動詞、接辞などであり、平叙文、命令文、疑問文といった文タイプ自体は発話行為として扱うことが多い。一方、最近の日本語学におけるモダリティ論では文タイプそのものがモダリティ形式として扱われ、さらに助動詞や派生・複合形式の上位概念として位置づけられる第一次的なモダリティ形式と認定されることが有力な説となっている。

そのように文タイプをモダリティと考える場合の、文タイプの位置づけならびにそれらの分類基準について検討し、日本語（共通語）においてはムードと人称に加え、イントネーションを「表現形式」としなければ文タイプを決定することが出来ないことを確認した後、第2章で検討したイントネーションの位置づけを考えあわせると、日本語（共通語）の文タイプは形態＝統語的に一貫した表現形式をもっておらず、文タイプ自体を「文法的

形式」と考えることは適切ではないことを示した。しかし、日本語には命令法や意志勧誘法といった有標のムード形式が存在し、英語などのように文タイプを発話行為の分類に解消してしまうことも不適切である。

そこで、琉球方言などムードとして質問法をもっている言語について言及し、ムードがはなやかに展開している言語の場合にはムード形式を中心に文タイプを文法形式として規定することが出来る一方、英語の場合には（発話行為的）ムードが基本的には存在しないため文タイプを発話行為として規定せざるをえないことを見、日本語（共通語）が部分的にムードの対立をもつ中間的なものであることを見た。

第4章：条件形複合用言形式の認定

第2章で論じた助動詞、派生複合用言形式の中から「～しなければ ならない/いけない」「～すると/したら/すれば いい」のように「条件形＋（評価的）用言」という構成要素を持つ形式（「条件形複合用言形式（条件用言）」）をとりあげ、これらもともと複文としての構成をもつものが、語としての性質を失うことによって一体化していることを「文中における同一の条件形の出現」「假定副詞の共起」「動詞の文法的カテゴリーの消失」「連文における省略」「倒置可能性」「挿入可能性」「叙法副詞の共起可能性」などのテストを適用し、条件用言を構成するそれぞれの要素が語としての性格を失い、全体として一体化していることを示した。また、条件用言それぞれの形式間で一体化の程度に差が見られること、また同一の形式でも意味・用法によって一体化の程度に違いがあることを観察した。

第5章：結論

第3章、第4章で述べたことを中心に本研究で示したことについてふりかえり、モダリティ研究の今後の方向性について考えた。

論文審査の結果の要旨

本論文の主張点は第3章「文タイプとムード」及び第4章「条件形複合用言形式の認定」である。

第3章において、文タイプ自体をモダリティ形式だとする最近の研究動向に対して、それらを批判的に把握し、日本語の文タイプを文法的形式と考えることが適切でないことを論じている。その結果、日本語のムードは、文末に現れることを根拠にして、終止形のみに限定すべきこと、すなわち直説法、命令法、意志勧誘法の3つに限定すべきであることを主張する。また、モダリティを概念的に規定する方法はモダリティの体系的な把握と相いれないと主張する。

モダリティ形式の厳密な認定が必要であるとの主張及び、先行研究を批判的に検討しつつ論証していく姿勢は適切である。そして、論者が言う通り、意義のあることである。しかしながら、そこから排除された形式をモダリティ体系の中にどのように組み込むかという提案がなされていない点で、モダリティの全体像が見えてきにくいという弱さを持っている。すなわち、先行研究を批判することが必要なことであっても、代案を出さなければ意義に欠ける。本論文では代案が明確に示されているとは言い難い面を持っている。

このような弱点を持つてはいるものの、従来の研究において十分に自覚的ではなかった分析方法に厳密さを求めることの必要性を示している点は、意義のある論述であると評価できる。

第4章では、自明のごとくモダリティ形式だと扱われていて、厳密な認定が行われていなかった条件用言のいくつか（「しなければならない」と「してもいい」）を取り上げて、文法的形式としての一体性、一語化している度合いなどを複数のテストフレームを用いて論じている。ただ、提示されたテストフレームだけで十分なのかという疑問に対しては明確な認識がないように思われる。さらに、条件用言の一体性と一語化とを等価なものとして捉えているのだが、レベルが異なるのではないかとの疑問に対しても明確な認識が不足しているようにうかがえる。すなわち、議論が形態論レベルのものなのか統語論レベルのものなのかという認識が欠けていたと思われる。

しかし、論述において、条件用言が一体化していること及び一体化していかないことを明らかにした点は従来の研究にはない独創的なものであり、このような厳密な認定を経てモダリティの研究を行うべきだという主張はこれからのこの分野における研究に求められることであり、十分に意義のある主張であると評価することができる。

モダリティを概念的に規定する方法はモダリティの体系的な把握と相いれないとする主張に対して、概念的把握の方が実りのあるモダリティ論となるのではないかという反論が予想されるのであるが、文法的形式の認定の必要性を主張することに議論が集中していて、その反論に対する論述が不足していたと思われる。さらに、本論文で主張されているモダリティの文法形式化の枠組みが普遍化ないし普遍的な特徴づけに対してどのように貢献するのかという疑問に関しても、反論が弱いと思われる。

しかしながら、個別言語に固有の特徴を厳密に求めていこうとする本論文の姿勢もまた必要なものであり、意義のあることであると評価することができる。

以上のように、論述にいくつかの弱点が認められるものの、極めて厳格な方法で文法的形式を認定していくという研究姿勢は、従来の研究において欠けていたことであり、本論文の意義は大きいと評価することができる。